

療養費(治療用装具)申請に関する注意事項

昭和電線健康保険組合

① 治療用装具の療養費の支給基準について

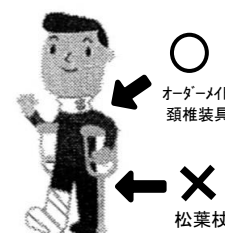
治療用装具の療養費支給基準について下記ご確認ください。

- 療養費の支給対象となる装具は、療養の給付(保険診療の範囲内での医療処置)で対応することができず、医学的な見地からその傷病を治療する手段として必要不可欠と認められるものであること。
- 原則として厚生労働省の定めた「基本工作法」に則して、装具士が個々の患者の身体に合わせた「オーダーメイド」で製作したものであること。既製品については、別紙「療養費の支給対象となる治療用装具」に記載されているもので、装着の必要性及び代替品の可否等、健康保険組合が療養費の支給対象として適当と認められた場合に支給します。(リスト収載外の製品も個別の状況や事例に応じ、支給可否を判断します。)
- 装具製作後、装具について保険医の確認とその後の継続的な効果検証が必要であること。これをもって治療遂行上必要不可欠な範囲のものであるとみなされます。治療用装具は、原因疾患の患部に直接作用(支持・矯正・固定・免荷)し、原因疾患を解消させることが目的のものを言います。
- 症状固定前のものに限られること
症状固定(傷病の回復・改善が見込まれなくなった状態)後や、障がい者の方の日常生活のために必要な装具は、治療用装具ではなく「補装具」と呼ばれ、健康保険制度ではなく、市区町村の福祉制度の対象です。なお、健康保険における治療用装具は事後の申請ですが、福祉制度における補装具は事前に市区町村窓口等への申請が必要となります。

【支給基準を満たさない例】

以下のような場合は、治療遂行上必要不可欠な範囲とは認められません。

- 日常生活の向上や改善、利便性を目的とするもの。(例)→歩行の改善や転倒防止を目的とするもの。
- 介護、リハビリ目的のもの。(例)→脳出血後遺症の半身麻痺のリハビリを目的とするもの。
- 原因疾患の解消ではなく、症状としての痛みの緩和(除痛など)を目的とするもの。
(例)→外反母趾の矯正ではなく、単に除痛のためのもの。
- 手術や処置によって解消状態にある原因疾患の再発予防を目的とするもの。
(例)→手術で再建した膝の靭帯が再び断裂するのを予防するものなど。
- スポーツ目的のもの。(例)→スポーツ選手などが使う靴のインソールなど。



② 治療用装具の写真の提出について

- 療養費(治療用装具)申請の際、製作された装具の『現物写真』のご提出もお願いします。**
近年、整形外科や装具メーカーが安価な市販靴を加工転用したものを患者へ提供し、それを「靴型装具」として申請するケースや、「頸椎カラー」として製作されたものが安眠枕だったなどの不適切な事例が報告されています。組合員の皆様からお預かりしている大切な保険料から支出する療養費に関して、適切な審査を行うため、お手数をお掛け致しますが何卒ご理解とご協力くださいますよう宜しくお願い致します。

③ ご注意いただきたいこと

- 療養費はあらかじめ、必ず支給することが確約・保証されているものではありません。**
健康保険の給付を受けられるのは、「治療に必要なもの」で、「健康保険組合が認めたもの」のみになります。医師ではなく、健康保険組合で審査をし、必要と認めたものが給付の対象となります。医療機関や装具業者から「装具は必ず保険が効くので、あとで払い戻しが受けられます。」と説明を受けた場合は、医療機関や装具業者の健康保険における療養費への誤解や不知の可能性があるので、ご注意ください。
- 治療用装具の製作や装着後の経過について、健保組合から担当医へ照会させていただく場合があります。この場合、療養費支給までに時間がかかることが見込まれます。予めご了承をお願いします。

その他、療養費の支給について不明な点やご質問等ございましたら、昭和電線健康保険組合へご連絡ください。

以上